

長崎県立大学国際交流研究センター規程

〔平成20年4月1日
規程第67号〕

改正 平成23年4月1日規程第24号
改正 平成27年3月3日規程第26号
改正 平成27年3月24日規程第87号
改正 平成28年3月23日規程第23号
改正 平成29年3月7日規程第9号
改正 平成30年3月6日規程第33号
改正 令和5年2月21日規程第11号

(趣旨)

第1条 この規程は、長崎県公立大学法人組織規則（平成20年規程第3号）第11条第2項の規定に基づき、長崎県立大学国際交流研究センター（以下「センター」という。）の運営に関し、必要な事項を定める。

一部改正 [令和5年規程第11号]

(設置及び目的)

第2条 本学の国際交流活動を推進し、国際交流に必要な支援、教育、調査、研究及びこれに付随する業務を行うことを目的として、センターを設置する。

一部改正 [平成23年規程第24号、平成28年規程第23号、令和5年規程第11号]

(業務)

第3条 センターは、次に掲げる事項及びセンターの目的を達成するために必要な業務を行う。

(1) 国際交流に関すること

- ア 国際交流に関する事業計画の策定に関すること。
- イ 交流協定締結に関すること。
- ウ 交換留学生の派遣・受入、認定校留学にかかる審査に関すること。
- エ 留学生に対する相談、支援等に関すること。
- オ 海外からの研修員等の受入れに関すること。
- カ 学生交流、学術交流に関する海外大学との窓口業務に関すること。
- キ 長崎県立大学国際交流基金の事業に関すること
- ク その他、国際交流に関すること

(2) 学術研究交流に関すること

- ア 海外大学等との共同研究プロジェクトの実施に関すること。
- イ 研究成果の公表に関すること。
- ウ 学術誌の刊行及び情報誌等による情報発信に関すること。
- エ 研究関連機関等との研究交流の促進に関すること。

一部改正 [平成23年規程第24号、平成27年規程第26号、第87号、平成28年規程第23号、平成29年規程第9号、令和5年規程第11号]

(組織)

第4条 センターは、センター長、副センター長及び次に掲げる者をもって組織する。

(1) 国際交流担当 各学部から選出された教員 各1人

- (2) 学術研究交流担当 各学部から選出された教員 各 1 人
- (3) 大学事務局企画広報課長
- (4) シーボルト校事務局総務企画課長
- (5) 大学事務局学生支援部学生支援課長
- (6) シーボルト校事務局学生支援部学生支援課長

一部改正 [平成23年規程第24号、平成28年規程第23号、平成30年規程第33号、令和 5 年規程第11号]

(センター長)

第 5 条 センター長は、センター全般の業務及び運営を統括する。
2 センター長の選考に関し必要な事項は、別に定める。

(副センター長)

第 6 条 副センター長は、センター長の職を補佐する。
2 国際交流担当副センター長 1 名、学術研究交流担当副センター長 1 名とする。
3 副センター長の選考に関し必要な事項は、別に定める。

一部改正 [平成23年規程第24号、令和 5 年規程第11号]

(任期)

第 7 条 第 4 条第 1 号及び第 2 号に掲げる教員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。
2 前項の規定にかかわらず、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

追加 [平成23年規程第24号]

(会議)

第 8 条 会議は、センター長が召集し、その議長となる。
2 会議は、構成員の 2 分の 1 以上の出席により成立する。
3 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

追加 [平成23年規程第24号]

(構成員以外の者の出席)

第 9 条 センター長は、必要と認めるときは、構成員以外の者の会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

追加 [平成23年規程第24号]

(部会)

第10条 センターに、次に掲げる部会を置く。
(1) 国際交流部会
(2) 学術研究交流部会
2 国際交流部会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。
(1) センター長
(2) 副センター長
(3) 第 4 条第 1 号、第 3 号及び第 4 号に規定する者
3 学術研究交流部会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。
(1) センター長
(2) 副センター長
(3) 第 4 条第 2 号から第 4 号に掲げる者をもって構成する。

追加 [令和5年規程第11号]

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

一部改正 [平成23年規程第24号]

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年4月1日規程第24号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
(細則の廃止)
- 2 長崎県立大学国際交流センター細則(平成20年細則第10号)は廃止する。
(旧大学委員会規程の廃止)
- 3 定款附則第2項に定める長崎県立大学の国際交流推進委員会規程は廃止する。

附 則 (平成27年3月3日規程第26号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
(任期)
- 2 平成27年4月1日に任命される者の任期は、第7条第1項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

附 則 (平成27年3月24日規程第87号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月23日規程第23号)

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
(学部学科再編に伴う経過措置)
- 2 学則の一部を改正する規則(平成27年3月24日規則第7号)による改正前の学則に規定する経済学部及び国際情報学部については、第4条第1項第1号の規定は適用しない。

附 則 (平成29年3月7日規程第9号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月6日規程第33号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年2月21日規程第11号)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。